

件名	テクノプラザ愛媛管理条例
主管課	産業創出課
根拠法令等	
<p>【条例の概要】</p> <p>テクノプラザへの指定管理者制度の導入に伴い、管理の基準、業務の範囲、利用料金等について定める。</p> <p>1 プラザの業務</p> <p>(1) 企業の技術の高度化及び新たな事業の創出の支援並びに先端技術に関する知識の普及を図るために必要な各種の情報提供に関すること。</p> <p>(2) 研究開発、研修、交流又は創業に必要な施設等の提供に関すること。</p> <p>2 指定管理者の業務及び権限</p> <p>(1) 1に掲げるプラザの業務(1)の業務のうち知事が定めるものを除く。)の実施に関すること。 県中小企業支援センター事業(相談業務等)などは、引き続き(財)えひめ産業振興財団が実施予定</p> <p>(2) プラザの利用の許可に関すること。</p> <p>(3) 利用料金の収受に関すること。</p> <p>(4) プラザの施設の利用の促進に関すること。</p> <p>(5) プラザの施設、附属設備及び備品の維持管理に関すること。</p> <p>3 利用時間 午前9時から午後5時まで。 ただし、テクノホール、研修室、会議室は、午前9時から午後9時まで。共同研究室、インキュベート・ルーム、創業準備室、倉庫、駐車場は、終日 指定管理者は、知事の承認を得て利用時間を変更できる。</p> <p>4 休館日 日曜日及び祝日並びに1月1日から3日まで及び12月29日から31日まで インキュベート・ルーム等は、休館日も利用できる。 指定管理者が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に利用させることができる。 指定管理者は、知事の承認を得て休館日を変更できる。</p> <p>5 利用の許可 テクノホール、研修室、会議室、インキュベート・ルーム等を利用しようとする者は、指定管理者の許可が必要 条例違反者等については、利用の許可の取消し等を行う。</p> <p>6 利用料金 指定管理者の収入とする。 利用料金の上限額は、従前の使用料の額を上限額として規定 利用料金の額は、指定管理者が知事の承認を受けて決定し、公表する。 既に収受した利用料金は、やむを得ない場合を除き、還付しない。</p> <p>7 利用料金の減免 県又は指定管理者が施設の目的を達成するために必要な事業を行うとき等</p>	
施行日	平成18年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 管理経費 135,072千円(平成17年度当初予算額)</p> <p>2 使用料実績 29,953千円(平成16年度実績)</p> <p>3 共同研究室、インキュベート・ルーム入居企業数 25室中18企業(19部屋)(平成17年4月1日現在)</p> <p>4 管理受託者 (財)えひめ産業振興財団</p>	